



厚生労働省

福井労働局

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和6年11月29日

【照会先】

福井労働局雇用環境・均等室

監理官 南 知栄

指導主任 田邊 良純

電話 (0776)22-3947

報道関係者 各位

**女性活躍推進法に基づき、有限会社黒川ブロー工業所を
「えるぼし認定企業（3つ星）」として認定！
～福井県内のえるぼし認定企業は21社になりました～**

福井労働局(局長 ^{いしかわ よくに}石川 良国)は、このたび**有限会社黒川ブロー工業所**を「えるぼし認定企業（3つ星）」として認定しました。

福井県内の「えるぼし認定企業」は21社となります。

「えるぼし認定企業」

有限会社黒川ブロー工業所

(大野市)



(令和6年10月8日認定)

えるぼし認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。認定の段階は、5つの評価項目の基準を満たした数に応じて3段階あります。認定を受けると、認定マークを商品や広告等に付けることができ、女性の活躍推進企業であるとPRできます。

参考資料 認定企業の取組、えるぼし認定について、「福井県内の「えるぼし認定企業」について」



有限会社黒川ブロー工業所（えるぼし3つ星）

所在地	大野市
業種	製造業 (プラスチック製品製造)
代表者	代表取締役 黒川 誠貴 氏
社員数	46 人



◎ 企業からのコメント

女性が全社員の7割を超える弊社は、これまでも女性管理職や女性リーダーが活躍してきました。パートから正社員へ起用や、残業の少なさ、労働時間の柔軟な設定など、長年少しずつ積み上げてきたこと等に対し、「えるぼし認定」という客観的な評価を得られ、改めて自社の強みを認識することができました。

取組の中で、キャリアパスを考える良い機会となり、今後は若手の育成や積極的なキャリアアップ支援について取り組み、社員一人一人がやりがいをもって働ける職場づくりを目指します。

◎ 女性の職業生活における活躍の状況

評価項目ごとの実績 以下の**5項目**の基準をすべて満たしている（**3段階目**）

1. 採用

【基準】正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上

【実績】**59.4%**（産業平均値 22.7%）

2. 継続就業

【基準】直近の事業年度における正社員の女性労働者の平均勤続年数が産業平均値以上であること

【実績】**16.9年**（産業平均値 12.1年）

3. 労働時間等の働き方

【基準】雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満

【実績】**全て45時間未満**

4. 管理職比率

【基準】直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上

【実績】**100%**（産業平均値 3.6%）

5. 多様なキャリアコース

【基準】直近の3事業年度のうち、以下ア～エについて、常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は1項目以上の実績

【実績】ア	女性の非正社員から正社員への転換	1名
イ	女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換	0名
ウ	過去に在籍した女性の正社員としての再雇用	0名
エ	おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用	2名

えるぼし認定について

えるぼし認定基準は、**5つの評価項目（①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース）**を満たす項目数に応じて**3段階**あります。

 3段階目	 2段階目	 1段階目
<p>5つの項目全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3つ又は4つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・ 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該取組に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ又は2つの項目を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・ 満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該取組に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p><上記以外の認定基準（1段階目～3段階目共通）></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業主行動計画策定指針に則して適切な一般事業主行動計画を定めたこと。 2. 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたこと。 3. 認定の取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。 4. 職業安定法第5条の5第1項第3号の規定により、公共職業安定所が求人者の申し込みを受理しないことができる場合に該当しないこと。 5. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと（関係法令に違反する重大な事実があった事業主については、是正等を確認してから1年間を経過していること）。 		

プラチナえるぼし認定について

	<p>えるぼし認定を受けた企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。</p>
---	---